

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等計画の届出）

第 6 1 条 建築物について、建築基準法第 6 条第 1 項若しくは同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項若しくは同条第 4 項の規定による計画の通知をした者は、速やかに当該建築物に設置すべき消防用設備等（消火器、簡易消火用具、非常警報器具及び誘導標識を除く。）又は特殊消防用設備等の設置又は変更の計画を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

○火災予防規則

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等計画の届出）

第 3 6 条の 2 条例第 61 条に規定する届出は、所定の届出書に次の各号に掲げる図書を添えて提出しなければならない。

- (1) 付近見取図、配置図及び面積計算書
- (2) 各階平面図
- (3) 立面図、断面図及び矩計図
- (4) はり及び天井伏図
- (5) 建具配置図及び建具表
- (6) 室内仕上表
- (7) 空調及び衛生設備図
- (8) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の計画図
- (9) 無窓階算定書

【解釈及び運用】

本条は、防火対象物が新築、増築、改築又は大規模の修繕若しくは模様替え等に係る工事を行う前に、当該防火対象物に消防用設備等又は特殊消防用設備等が適正に設置されようとしているかどうかを的確に把握するため、届出を義務付けたものである。

本条の規定により届出を要する防火対象物は、法又は条例により消防用設備等の設置を要する防火対象物であるが、消火器、簡易消火用具、非常警報器具及び誘導標識のいずれかだけを設置する必要がある防火対象物については、届出を要さないこととしている。これは、これらの消防用設備等は単に設置するだけであり、届出がなくても、必要な場合には容易に設置することが可能なためである。